

建築基準法第12条に基づく定期報告対象一覧表

1. 特定建築物

	政令指定 (表のいずれかに該当するもの) 用途に供する部分の階数及び床面積の合計 ※該当用途が避難階のみのものを除く	県細則指定 (表のいずれかに該当するもの) 用途に供する部分の階数及び床面積の合計 ※該当用途が避難階のみのものを除く	報告時期
1 劇場 映画館 演芸場	①3階以上にあるもの (100㎡超) ②客席の対象用途の床面積の合計が200㎡以上のもの ③主階が1階にないもの ④地階にあるもの (100㎡超)	○指定なし (国政令指定対象のみ)	2年毎
2 観覧場 公会堂 集会場	①3階以上にあるもの (100㎡超) ②客席の対象用途の床面積の合計が200㎡以上のもの ③地階にあるもの (100㎡超)	○指定なし (国政令指定対象のみ)	2年毎
3 病院、診療所 (患者の収容施設があるものに限る。) 児童福祉施設等 ^{※注1}	①3階以上にあるもの (100㎡超) ②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上であるもの ③地階にあるもの (100㎡超) ※児童福祉施設等のうち、高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの (老人ホームなど)に限る。	児童福祉施設等 (政令指定以外) ①3階以上にあるもの (100㎡超) ②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上であるもの ③地階にあるもの (100㎡超)	2年毎
4 旅館 ホテル	①3階以上にあるもの (100㎡超) ②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上であるもの ③地階にあるもの (100㎡超)	○指定なし (国政令指定対象のみ)	2年毎
5 下宿 共同住宅 寄宿舎	[共同住宅(※1)、寄宿舎(※2)] ①3階以上にあるもの (100㎡超) ②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上であるもの ③地階にあるもの (100㎡超) (※1) : 高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの (サービス付き高齢者向け住宅)に限る。 (※2) : 高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの (サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム)に限る。	[下宿、共同住宅、寄宿舎] ①5階以上の階にあり、 かつ、対象用途の床面積の合計が1,000㎡以上であるもの	3年毎
6 学校 体育館	○指定なし (県細則指定のみ) (ただし、学校に付属しない体育館は、7の項目とする。)	①3階以上にあるもの (100㎡超) ②対象用途の床面積の合計が2,000㎡以上であるもの	3年毎
7 博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場 (※学校に付属しないもの)	①3階以上にあるもの (100㎡超) ②対象用途の床面積の合計が2,000㎡以上であるもの	○指定なし (国政令指定対象のみ)	3年毎
8 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、バー、ナイトクラブ、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、飲食店、物品販売業を営む店舗	①3階以上にあるもの (100㎡超) ②2階の対象用途の床面積の合計が500㎡以上であるもの ③対象用途の床面積の合計が3,000㎡以上であるもの ④地階にあるもの (100㎡超)	○指定なし (国政令指定対象のみ)	2年毎
9 上記に掲げるものを除き、事務所その他これらに類するもの	指定なし	①階数が5階以上で延べ面積が1,000㎡を超え、 かつ、地階又は3階以上にその用途に供する部分 (100㎡を超える) を有するもの	3年毎

※注1 児童福祉施設等とは政令第115条の3第1項に掲げるもの

「児童福祉施設 (幼保連携型認定こども園を含む。)、助産所、身体障害者社会参加支援施設、保護施設、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業の用に供する施設」

2. 特定建築設備等

	政令指定 (表のいずれかに該当するもの)	県細則指定 (表のいずれかに該当するもの)	報告時期
昇降機 ^{※注2}	①エレベーター ②エスカレーター ③小荷物専用昇降機（テーブルタイプを除く。）	①小荷物専用昇降機（テーブルタイプ）	毎年
建築設備等	①政令で指定する特定建築物に設けられた防火設備 ②病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は告示第240号第1第2項に規定する高齢者・障害者等の就寝の用に供する部分が200㎡以上の建築物の防火設備 参考）告示第240号第1第2項で規定されている用途の例 ・共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る。） ・寄宿舍（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。） ・就寝用途の児童福祉施設等	①県細則指定建築物の防火設備 ②国政令指定及び県細則指定の建築物に設けた建築設備（換気設備、排煙設備、非常用の照明装置）	毎年
準用工作物	①観光用エレベーター ②遊戯施設	○指定なし（国政令指定対象のみ）	毎年

※注2 昇降機については以下のものは対象外となります。

- ・住戸内のみを昇降するエレベーター
- ・労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定する昇降機